

事 務 連 絡  
平成 26 年 11 月 10 日

各都道府県（政令市・特別区）衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について  
(情報提供及び周知依頼)

平成25年10月に発生した福岡市の診療所火災を受けて、「有床診療所・病院火災対策検討部会」等において検討された結果等を踏まえ、今般、消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第 333号）等が公布されましたので、情報提供するとともに、貴管下の医療機関に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、今般のスプリンクラー設備の設置基準等の見直しに係る各医療機関からの照会（補助金に関する照会を除く。）に関しては、管轄の消防本部又は消防署が窓口となりますので、その旨も併せてご周知ください（本件については総務省消防庁に確認済み）。

なお、「病院等における防火・防災対策要綱」の改正については、おって通知します。

記

1. 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）について

【項目】

- (1) スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- (3) 屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）の設置基準の見直し
- (4) 消火器又は簡易消火用具の設置基準の見直し
- (5) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し
- (6) 防火対象物の用途区分の見直し
- (7) その他

【施行期日】

平成 28 年 4 月 1 日（(2) 及び (3) のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については、平成 27 年 3 月 1 日）

2. 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 80 号）について

【項目】

- (1) スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について
- (2) 特定診療科名について
- (3) 相当程度の患者の見守り体制に係る従業者の員数
- (4) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分について
- (5) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準について
- (6) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について
- (7) その他

【施行期日】

平成 28 年 4 月 1 日（(1) 及び (4) のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については、平成 27 年 3 月 1 日）

3. 火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第24号）について

【項目】

- (1) 自動火災報知設備と連動させる場合の基準について
- (2) 特定火災通報装置の設備基準について

【施行期日】

- (1) については、平成 27 年 4 月 1 日
- (2) については、平成 28 年 4 月 1 日

【照会先】

医政局 地域医療計画課  
医療監視専門官 加藤  
都竹（つづく）  
電話 03-3595-2194  
FAX 03-3503-8562